

経営形態の比較

- ・ 前回委員会で整理した経営形態から、附帯サービス実施が困難な「地方公営企業」及び「地方独立行政法人」を除き比較検討

	公の施設の管理代行		資産・運営権の譲渡	
	指定管理者制度	運営権の設定 コンセッション方式	一般社団法人	株式会社
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯サービス等の民間サービス利用可能 ・ 指定期間が5年と短く、サービス安定性欠如 ・ 民間事業者の円滑な事業立ち上げが困難なため、保安や安定供給に不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯サービス等の民間サービス利用可能 ・ 有期契約のため、サービスの安定性に劣る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯サービス等の民間サービス利用可能 ・ サービスの継続的な提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯サービス等の民間サービス利用可能 ・ サービスの継続的な提供
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の範囲内での事業運営 指定の範囲内で自由な事業運営可能 環境が変化した場合、指定内容・期間の制約を受け、柔軟な対応が不可 ・ インフラ新設・更新は市が行うことによる制約 ・ 職員派遣不可のため事業立ち上げが困難 ・ 資金調達は法人形態等により異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権契約の範囲内での事業運営 契約範囲内で自由な事業運営可能 環境が変化した場合、契約内容の制約を受け、柔軟な対応が困難 ・ インフラ新設は市が行うため、需要開発と連動した適時のガス導管整備が困難 ・ 職員派遣による円滑な事業立ち上げ ・ 運営権担保融資等多様な資金調達 運営権取得資金の確保可能 設備投資資金の安定的な確保可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営と出資が分離 経営側の裁量範囲が広い 環境変化への柔軟な対応が可能 ・ 小売・導管の一体経営により、需要開発と連動した適時のガス導管整備が可能 ・ 職員派遣による円滑な事業立ち上げ ・ 事業取得時の資金調達が困難 基金 = 無配当 → 市現物出資必要 ・ 設備投資資金の安定的確保困難 事業取得時に市が一括償還した企業債 相当額の返還により設備投資資金が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営と出資が分離 経営側の裁量範囲が広い 環境変化への柔軟な対応が可能 ・ 小売・導管の一体経営により、需要開発と連動した適時のガス導管整備が可能 ・ 職員派遣による円滑な事業立ち上げ ・ 株式・社債等による柔軟な資金調達 事業取得資金の確保可能 設備投資資金の安定的な確保可能
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営企業ではできなかったサービス提供により市民福祉向上につながるが、安定性等欠如 ・ 公営企業意義希薄化、国の事業監督もある中で、市が資産所有を続ける必要性がない ・ 行政組織の効率化は限定的 インフラ整備、モニタリング体制継続的確保 ・ 職員派遣不可のため円滑な移行困難 ・ 新たな税収なし ・ 発電事業に指定管理者制度の適用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営企業ではできなかったサービス提供により市民福祉向上につながるが、柔軟性に劣る ・ 公営企業意義希薄化、国の事業監督もある中で、市が資産所有を続ける必要性がない ・ 導管を市、小売を民間に分離すると、エネルギー間競争により民間経営が悪化した場合、再公営企業化等の可能性がある ・ 行政組織の効率化は限定的 インフラ新設、モニタリング体制継続的確保 ・ 職員派遣による円滑な移行可能 ・ 新たな税収（法人市民税・事業所税） ・ 運営権対価で企業債を分割償還 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営企業ではできなかったサービス提供により、市民福祉向上につながる ・ 資産・運営権を譲渡することにより、事業に対する責任が明確化 ・ 一般社団法人が経営破綻しても、法律上の市の責任は出資額の範囲内 ・ 出資しても社員にならなければ関与不能 ・ 行政組織の効率化が可能 特別会計廃止、職員配置見直し ・ 職員派遣による円滑な移行可能 ・ 新たな税収（法人市民税・事業所税・固定資産税・道路占用料）、配当収入なし ・ 法人設立時に企業債一括償還の財源確保が困難（現物出資のため、一般会計で立替え払い必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営企業ではできなかったサービス提供により、市民福祉向上につながる ・ 資産・運営権を譲渡することにより、事業に対する責任が明確化 ・ 株式会社が経営破綻しても、法律上の市の責任は出資額の範囲内 ・ 出資することで株主として関与可能 ・ 行政組織の効率化が可能 特別会計廃止、職員配置見直し ・ 職員派遣による円滑な移行可能 ・ 新たな税収（法人市民税・事業所税・固定資産税・道路占用料）、配当収入 ・ 事業譲渡収入で企業債を一括償還
民営化実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス：事例なし ・ 発電：事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス：大津市のみ（株式会社が実施） ・ 発電：事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス：事例なし ・ 発電：事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス：2010年以降 10事例中9事例 ・ 発電： " 4事例中4事例

※青字 = メリット、赤字 = デメリット、緑字 = 一部メリット